令和元年度大阪府公立高等学校秋季入学者選抜における配慮要領

[Ⅰ　点字による受験 2](#_Toc11181722)

[１　対象者 2](#_Toc11181723)

[２　小論文の実施 2](#_Toc11181724)

[３　答案の採点等について 2](#_Toc11181725)

[Ⅱ　代筆解答による受験 3](#_Toc11181726)

[１　対象者 3](#_Toc11181727)

[２　小論文の実施 3](#_Toc11181728)

[Ⅲ　介助者の配置 4](#_Toc11181729)

[１　対象者 4](#_Toc11181730)

[２　小論文の実施 4](#_Toc11181731)

[Ⅳ　代読による介助 5](#_Toc11181732)

[１　対象者 5](#_Toc11181733)

[２　代読による介助について 5](#_Toc11181734)

[３　事前の協議について 5](#_Toc11181735)

[４　担当者 5](#_Toc11181736)

[５　小論文の実施について 5](#_Toc11181737)

[代筆者及び介助者（代読者）の配置例（別室） 6](#_Toc11181738)

[Ⅴ　辞書持込み受験 7](#_Toc11181739)

[１　対象者 7](#_Toc11181740)

[２　辞書 7](#_Toc11181741)

[３　手続 7](#_Toc11181742)

[４　辞書の検査 7](#_Toc11181743)

[５　辞書の引渡し 7](#_Toc11181744)

[Ⅵ　ルビ打ちをした小論文検査用紙の配付 8](#_Toc11181745)

[１　対象者 8](#_Toc11181746)

[２　手続 8](#_Toc11181747)

[３　ルビ打ちをした検査用紙の配付 8](#_Toc11181748)

[Ⅶ　自己申告書の代筆及び日本語以外の使用 9](#_Toc11181749)

[１　対象者 9](#_Toc11181750)

[２　代筆者 9](#_Toc11181751)

[３　代筆による自己申告書に係る手続き 9](#_Toc11181752)

[４　日本語以外を使用した自己申告書に係る手続き 9](#_Toc11181753)

# Ⅰ　点字による受験

## １　対象者

府教育委員会から点字による受験について承認を受けた者。

## ２　小論文の実施

### (1) 検査場

検査場は別室とし、検査の実施にあたって、高等学校長は事前に中学校長と協議し、適切な配慮を行う。

### (2) 携行品

秋季入学者選抜実施細目に定めるもののほかに、点字タイプライター、レイズライター、時報装置つき時計、その他教育委員会が認めたもの

### (3) 検査時間等

小論文の時間は、入学者選抜実施要項に規定された時間の1.5倍とする。なお、休憩時間の延長を希望する者については、小論文を行う高等学校が、選抜業務等に支障をきたさない範囲内で延長を認める。

### (4) 監督者等

監督者　　　…原則として、当該高等学校の教諭２名

墨訳協力者　…当該受験者の質問に対応するとともに、点字による解答を墨字にするために、府教育委員会が派遣した者

応援者　　　…府教育委員会が派遣した者

### (5) 問題についての質問には一切答えない。但し、表記が不鮮明な箇所等については、監督者と応援者及び墨訳協力者が協議し答える。

### (6) その他、小論文の実施については、秋季入学者選抜実施細目の定めるところとする。

## ３　答案の採点等について

採点は、「採点資料」に基づいて採点基準を作成し、厳正公平に行う。当該受験者の点字は、墨訳協力者によって墨字にし、採点等は当該高等学校教諭が行う。

# Ⅱ　代筆解答による受験

## １　対象者

　　　障がいの状況により筆記することが不可能又は困難なため、代筆解答に係る配慮の承認を受けた者。

## ２　小論文の実施

### (1) 検査場

検査場は所定の検査室以外の室とし、検査の実施に当たっては、当該高等学校長は、事前に中学校長と協議し、適切な配慮を行う。

### (2) 検査時間等

小論文の時間は、入学者選抜実施要項の規定に基づくが、小論文の時間延長に係る配慮を承認された者は、原則として同配慮事項で定める検査時間（約1.3倍）とする。

なお、休憩時間の延長を希望する者については、小論文を行う高等学校が、選抜業務等に支障を来さない範囲内において、休憩時間の延長を認める。

### (3) 監督者等

監督者　…原則として当該高等学校の教諭２名以上とする。

ただし、内１名は代筆者を兼ねることができる。

また、府教育委員会の立合いがある場合は、１名でもさしつかえない。

代筆者　…府教育委員会が選任した者。原則として当該高等学校の教諭とする。

ただし、府教育委員会が派遣した指導主事が行う場合がある。

### (4) 解答方法

・受験者には検査用紙、代筆者には受験者と同じ検査用紙を配付する。

・受験者は解答等を口述等で行う。

# Ⅲ　介助者の配置

## １　対象者

障がいの状況により、受験に際して介助を希望する者で、介助者の配置の承認を受けた者。

## ２　小論文の実施

### (1) 検査場

検査場は所定の検査室以外の室とし、検査の実施に当たっては、当該高等学校長は、事前に中学校長と協議し、適切な配慮を行う。

### (2) 検査時間等

小論文の時間は、入学者選抜実施要項の規定に基づくが、小論文の時間延長に係る配慮を承認された者は、原則として同配慮事項で定める検査時間（約1.3倍）とする。

なお、休憩時間の延長を希望する者については、小論文を行う高等学校が、選抜業務等に支障を来さない範囲内において、休憩時間の延長を認める。

### (3) 介助の内容

検査室での介助、代筆解答の場合の意思伝達、代読など承認された内容。

### (4) 介助者等

監督者　…原則として、当該高等学校の教諭２名以上とする。

ただし、代筆解答の配慮を実施する場合、監督者が代筆者を兼ねることができる。

また、府教育委員会の立合いがある場合は、１名でもさしつかえない。

介助者　…原則として、中学校教諭１名とし、府教育委員会が承認した者。

# Ⅳ　代読による介助

## １　対象者

府教育委員会から、介助者の配置の中で、問題文の代読による介助の承認を受けた者。

## ２　代読による介助について

受験者が問題を解答していく際に、解答内容を誘導しない範囲で代読を行うこととする。代読による介助を行う者（以下「代読者」という。）が、承認された範囲を逸脱し、公正さを欠くと判断される場合は、高等学校長は速やかに府教育委員会と連絡を取り、介助の制止を行うことができる。その際、高等学校長は、当該の中学校長に対しても連絡をとること。

## ３　事前の協議について

中学校長は高等学校長に対して、あらかじめ代読の方法など介助の内容について、事前に十分に協議し高等学校長の了承を得ること。その際、高等学校長は、必要に応じて、府教育委員会と協議すること。

## ４　担当者

代　筆　者…原則として、高等学校の教員とする。

ただし、府教育委員会が派遣した指導主事が行う場合がある。

代　読　者…府教育委員会から承認を受けた中学校の教員とし、検査室には１名入ることができるものとする。

意思伝達者…府教育委員会の承認を受けた中学校の教員とし、検査室には１名入ることができるものとする。代読者と兼ねる。

## ５　小論文の実施について

(1) 代読者が指示的に受験者を促すことはできない。

(2) 代読者が小論文のテーマを読む速度は、適宜、緩急を取り混ぜても構わない。受験者が

「もう一度読んでほしい。」などと意思表示をしたことに対して、受験者が求めた部分あるいは小論文のテーマの全体を再度読むことができる。また、代読者が読んでいる箇所がわかるように、受験者の検査用紙の紙面上で、指などで小論文のテーマをなぞりながら読み進むことはできる。

ただし、代読者の判断で、同じ箇所を繰り返して読んだり、同じ箇所を指で示すことはできない。また、代読者が読む声の大きさや、読む際の抑揚について、顕著な差をつけることはできない。

(3) 受験者の「どのように書けばいいのか。」「テーマの意味がよくわからない。」などという質問に対して代読者は答えることはできない。ただし、「今日は、入試だから、そういう質問には答えることはできない。」「もう一度、テーマを読もうか。」などと返すことはできる。また、「あなたの得意な○○について書けばいい。」というように、問題文に示されていることを超えて、指示的な内容を入れることはできない。

(4) 受験者が緊張している様子などに対して、「頑張ってやろう。」「安心して解答しよう。」などと、適宜、励ましの言葉を掛けることはできる。ただし、「あと○○分だから急ぎましょう。」など受験者が尋ねていないことについて、指示を出すことはできない。

(5) 介助者が、代筆解答による意思伝達と代読を行う場合は、代筆者が受験者の口述の解答を聴取することが困難であることを示した場合に、その意思伝達をすることができる。受験者が口述しない内容についての、意思伝達はできない。

# 代筆者及び介助者（代読者）の配置例（別室）

|  |
| --- |
| 監督者検査用紙検査用紙●介助者①介助者の配置の承認を　　受けた者。受験者●・解答を声等で伝える。代筆者●①検査用紙に記入する。②記載内容を確認する。③受験者の発声が不明瞭　な場合は介助者に確認する。●代読者　①代読者の判断で同じ箇所を繰り返して読んだり、指で示すことはできない。　②代読者が読む声の大きさや、読む際の抑揚について、顕著な差をつけることはできない。　③小論文のテーマに示されていることを超えて、指示的な内容を入れることはできない。 |

☆備考

　○第１時の検査時間前に監督者は下記の注意事項を読み上げる。

　　＜注意事項＞

 ただ今から、小論文検査を行います。

 テーマを読んで書く内容がきまれば、声に出して答えてください。

 代筆者が検査用紙に記入します。

 小論文の記載内容に訂正があれば、言い直しても構いません。

 代筆をした解答はその都度確認します。

# Ⅴ　辞書持込み受験

## １　対象者

「小論文の時間の延長に係る配慮事項」において規定する日本語指導が必要な帰国生徒等に該当する者で、小論文の時間の延長及び辞書持込みの承認を受けた者。

(1) 本人及び保護者が、日本に永住することを目的として、帰国又は入国した者。

(2) 帰国又は入国後、原則として小学校第１学年以上の学年に編入学した者。

## ２　辞書

### (1) 時間の延長を承認された者で、希望する英語以外の外国語の辞書について、日本語に対する当該外国語の訳が記載されているもの（１冊）の持込みを認める。

さらに当該外国語に対する日本語の訳が記載されている辞書の持込みを希望する者に対しては、その辞書の持込み（計２冊）を認める。

### (2) 和英、英和辞典及び英語が記載されているものは除く。

### (3) 辞書の表紙または裏表紙に名前を記入しておくこと。

## ３　手続

### (1) 小論文の時間の延長の配慮事項により辞書持込みの承認を受けた志願者は、出願の際、志願書に教育委員会の発行した承認書の写しを添えて志願先高等学校長に申し出る。

### (2) 受付者は、入学志願書の写真が添付されている左側の空欄に「辞書１冊」あるいは「辞書２冊」と朱書する。

## ４　辞書の検査

### (1) 小論文実施の前日正午までに、中学校長は志願先高等学校長に使用辞書を届け出る。

### (2) 志願先高等学校長は、書込み等がないかどうかを検査し、受験に不適当と判断した場合は、直ちに当該中学校長に連絡し、差替え等を行わせる。

## ５　辞書の引渡し

志願先高等学校長は、検査の上、適当と判断した辞書を、小論文当日の第１時限の検査用紙配付と同時に引き渡す。

# Ⅵ　ルビ打ちをした小論文検査用紙の配付

## １　対象者

「小論文の時間の延長に係る配慮事項」において規定する日本語指導が必要な帰国生徒等に該当する者で、ルビ打ちをした検査用紙の配付を希望し、承認を受けた者。

## ２　手続

### (1) 秋季入学者選抜における配慮事項により、ルビ打ちをした検査用紙の配付の承認を受けた志願者は、出願の際、志願書に承認書の写しを添えて志願先高等学校長に申し出る。

### (2) 受付者は、入学志願書の写真が添付されている左側の空欄に「ルビ打ち」と朱書する。

## ３　ルビ打ちをした検査用紙の配付

検査時間において、ルビ打ちをした検査用紙の配付の承認を受けた志願者に配付する。

# Ⅶ　自己申告書の代筆及び日本語以外の使用

## １　対象者

### (1) 障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難なため、代筆解答を認められた者及び点字による受験が認められた者で、自己申告書の代筆を希望する者。

### (2) 日本語指導が必要な帰国生徒等で、原則として、外国において継続して２年以上在留し、帰国後２年以内の者で、自己申告書の代筆を希望する者。

### (3) (2)による代筆が不可能であり、日本語以外を使用した自己申告書の作成を希望する者。

## ２　代筆者

代筆者は、中学校の教員、保護者又はそれに準ずる者とする。

## ３　代筆による自己申告書に係る手続き

### (1) 秋季入学者選抜における配慮事項により、自己申告書の代筆の承認を受けた者は、出願の際、志願書及び代筆による自己申告書に承認書の写しを添えて志願先高等学校長に申し出る。

### (2) 受付者は、入学志願書の写真が貼付されている左側の空欄に「自己申告書の代筆」と朱書きする。

## ４　日本語以外を使用した自己申告書に係る手続き

### (1) 秋季入学者選抜における配慮事項により、日本語以外を使用した自己申告書を承認された者は、府教育委員会に定められた期日までに、日本語以外で作成した自己申告書を提出する。

### (2) 府教育委員会において、提出された自己申告書を日本語へ翻訳し、厳封した後、承認者へ返却する。

### (3) 承認者は、志願先高等学校に出願する際、志願書及び厳封された自己申告書に承認書の写しを添えて志願先高等学校長に申し出る。

### (4) 受付者は、入学志願書の写真が貼付されている左側の空欄に「自己申告書の日本語以外の使用」と朱書きする。